

# 安全協定書及び確認書改定内容

－伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書関係－

## 1 核燃料等の輸送（第4条関係）

1) 原則海上輸送と規定している次の行為に、今後、伊方発電所1，2号機の廃止措置に伴い想定されている「核燃料（未使用）の発電所からの搬出」を追加する。

- |                     |   |      |
|---------------------|---|------|
| ①核燃料の発電所への搬入        | 】 | 【現行】 |
| ②使用済燃料の発電所からの搬出     |   |      |
| ③放射性固体廃棄物の発電所からの搬出  |   |      |
| ④核燃料の発電所からの搬出【今回追加】 |   |      |

2) 核燃料の発電所への搬入と同様、「核燃料（未使用）の発電所からの搬出計画」の事前提出を追加する（県及び伊方町に提出）。

## 2 事前協議（第9条関係）

あらかじめ、県及び伊方町に協議し、その了解を得なければならないと規定している事前協議事項に、「原子炉等発電所の主要な施設\*の重要な運用の変更」を追加する。

※原子炉、放射性固体廃棄物貯蔵庫、冷却水取排水施設等発電所の主要な施設

- |                       |   |      |
|-----------------------|---|------|
| ①主要な施設の設置、変更、廃止       | 】 | 【現行】 |
| ②主要な施設の用に供する土地の取得     |   |      |
| ③主要な施設の重要な運用の変更【今回追加】 |   |      |

≪「主要な施設の重要な運用の変更」は確認書で次のとおり規定≫

- ・ 定期検査の終了日から次の定期検査の開始日までの期間の変更
- ・ その他上記に準ずる重要な運用の変更

## 3 事前連絡及び報告（第10条関係）

1) 県及び伊方町に対し、「搬出入の日」、「経路」及び「数量」の事前連絡を規定している次の行為に、今後、伊方発電所1，2号機の廃止措置に伴い想定されている「核燃料（未使用）の発電所からの搬出」を追加する。

- |                     |   |      |
|---------------------|---|------|
| ①核燃料の発電所への搬入        | 】 | 【現行】 |
| ②使用済燃料の発電所からの搬出     |   |      |
| ③放射性固体廃棄物の発電所からの搬出  |   |      |
| ④核燃料の発電所からの搬出【今回追加】 |   |      |

2) 県及び伊方町に対する定期報告事項に「原子炉施設の廃止措置の状況」を追加する。

**伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書新旧対照表**

改定後	改定前
<p>(核燃料等の輸送)</p> <p>第4条 丙は、核燃料を発電所へ搬入し、若しくは発電所から搬出し、又は使用済燃料若しくは放射性固体廃棄物を発電所から搬出するときは、原則として海上輸送とするよう措置しなければならない。</p> <p>2 丙は、核燃料の発電所への搬入又は発電所からの搬出に当たっては、その計画をあらかじめ、甲及び乙に提出しなければならない。</p> <p>(事前協議)</p> <p>第9条 丙は、原子炉、放射性固体廃棄物貯蔵庫、冷却水取排水施設等発電所の主要な施設を設置し、変更し、若しくは廃止し、若しくは当該施設の用に供する土地を取得しようとするとき、又は当該施設の重要な運用の変更を行おうとするときは、それらの計画について、あらかじめ、甲及び乙に協議し、その了解を得なければならない。</p> <p>(事前連絡及び報告)</p> <p>第10条 丙は、次に掲げる事項について、あらかじめ、甲及び乙（第2号に掲げる事項が海上輸送の場合は、関係漁業協同組合を含む。）に連絡しなければならない。</p> <p>(2) 核燃料の搬入及び搬出並びに使用済燃料及び放射性固体廃棄物の搬出の日、経路及び数量</p> <p>3 丙は、次に掲げる事項について定期的に、甲及び乙に報告しなければならない。</p> <p>(1)、(2) 省略</p> <p>(3) <u>原子炉施設の廃止措置の状況</u></p> <p>(4)～(9) 省略（前号追加による号ずれ）</p>	<p>(核燃料等の輸送)</p> <p>第4条 丙は、核燃料を発電所へ搬入し、又は使用済燃料若しくは放射性固体廃棄物を発電所から搬出するときは、原則として海上輸送とするよう措置しなければならない。</p> <p>2 丙は、核燃料の発電所への搬入に当たっては、その計画をあらかじめ、甲及び乙に提出しなければならない。</p> <p>(事前協議)</p> <p>第9条 丙は、原子炉、放射性固体廃棄物貯蔵庫、冷却水取排水施設等発電所の主要な施設を設置し、変更し、又は廃止し、若しくは当該施設の用に供する土地を取得しようとするときは、それらの計画について、あらかじめ、甲及び乙に協議し、その了解を得なければならない。</p> <p>(事前連絡及び報告)</p> <p>第10条 丙は、次に掲げる事項について、あらかじめ、甲及び乙（第2号に掲げる事項が海上輸送の場合は、関係漁業協同組合を含む。）に連絡しなければならない。</p> <p>(2) 核燃料の搬入並びに使用済燃料及び放射性固体廃棄物の搬出の日、経路及び数量</p> <p>3 丙は、次に掲げる事項について定期的に、甲及び乙に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 省略</p>

**確認書新旧対照表**

改定後	改定前
<p>8 第9条について</p> <p>(1) 「<u>主要な施設を設置し、変更し、若しくは廃止</u>」する場合とは、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 発電所の出力変更を伴う施設の設置、変更又は廃止</p> <p>イ 放射性固体廃棄物貯蔵庫、使用済燃料貯蔵設備及び放射性固体廃棄物焼却設備の増設、変更又は廃止</p> <p>ウ 冷却水取排水施設の変更</p> <p>エ その他上記に準ずる施設の設置、変更又は廃止</p> <p>(2) 「<u>当該施設の重要な運用の変更</u>」とは、次に掲げるものとする。</p> <p>ア <u>定期検査の終了日から次の定期検査の開始日までの期間の変更</u></p> <p>イ <u>その他上記に準ずる重要な運用の変更</u></p> <p>9 第10条について</p> <p>(4) 第1項第5号及び第3項第9号に規定する「その他甲及び乙が必要と認める事項」は、あらかじめ、甲及び乙が丙と協議して文書で定めるものとする。</p>	<p>8 第9条について</p> <p>「<u>主要な施設を設置し、変更し、又は廃止</u>」する場合とは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 発電所の出力変更を伴う施設の設置、変更又は廃止</p> <p>(2) 放射性固体廃棄物貯蔵庫、使用済燃料貯蔵設備及び放射性固体廃棄物焼却設備の増設、変更又は廃止</p> <p>(3) 冷却水取排水施設の変更</p> <p>(4) その他上記に準ずる施設の設置、変更又は廃止</p> <p>9 第10条について</p> <p>(4) 第1項第5号及び第3項第8号に規定する「その他甲及び乙が必要と認める事項」は、あらかじめ、甲及び乙が丙と協議して文書で定めるものとする。</p>